

# 建設業許可申請の手引

令和4年4月1日最終改正

鳥 取 県

#### ◆許可手数料について

許可手数料の金額

○新規：9万円    ○般・特新規：9万円    ○業種追加：5万円    ○更新：5万円

※一般建設業と特定建設業はそれぞれ手数料がかかります。

- 例) 1 一般更新＋特定更新・・・5万円＋5万円＝10万円  
2 一般更新＋一般業種追加・・・5万円＋5万円＝10万円  
3 一般更新＋一般業種追加＋特定新規・・・5万円＋5万円＋9万円＝19万円

#### ◆「役員等」について

暴力団排除の徹底に伴い、役員の範囲が以下のとおり拡大されました。

役員等には、従来の役員（「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」若しくはこれらに準ずる者）に加え、「顧問」、「相談役」並びに役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人に限る。）（株主等という。）が含まれます。

また、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は役員には含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとします。また、規則第7条第1号口の常勤役員等を直接に補佐する者として申請があった者も含まれます。（様式第12号「許可申請者の住所・生年月日等に関する調書」、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出も必要です。）

役員等のうち、「相談役」、「顧問」及び「株主等」については調書（様式第12号）の「賞罰」の欄への記載及び署名は不要です。また、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出についても不要です。

#### ◆特定建設業許可の更新について

特定許可の更新には、更新の直前の決算において特定建設業許可の財産的基礎を満たしていることが必要です。

要件を満たさない場合、特定建設業が失効となり一般建設業の新規申請が必要となります。（特定許可の廃業届は不要です。）

#### ◆更新の申請期限について

更新の申請期間は許可期間満了の3月前から1月前までです。3月以上前には更新の申請はできません。

許可満了1月前を過ぎて申請する場合は始末書（任意様式）の提出が必要となります。

許可満了日を過ぎて申請を行う場合は新規の申請となりますのでご注意ください。

各事業年度終了後4か月以内に決算変更届が提出されていない場合は更新の申請を受け付けることができません。

「業種追加＋更新」の申請を行う場合には、すでに受けている許可の有効期間が、原則として2か月以上残っていることが必要です。

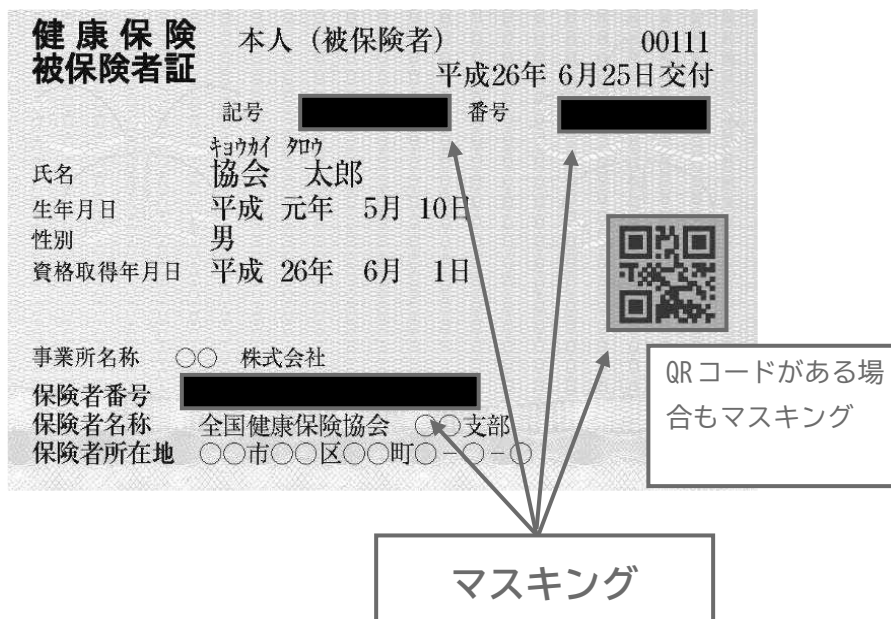
◆許可後の変更事項の届出について（p 16、18参照）

代表者、役員、商号、資本金、常勤役員等、専任技術者等の変更があった場合は別途変更の手続きが必要です。変更内容により提出期限が異なります。別途定める提出期限までに必ず提出してください。

◆健康保険被保険者証の写しの提出について

「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により、令和2年10月以降提出する際には、保険者番号及び被保険者等記号・番号に、マスキングを行ってください。

【例】



◆押印廃止に伴う証明書等の確認書類について

押印廃止に伴い、証明書等の記載事項を確認する必要があるため、次の証明書について確認書類を提出してください。

①個人事業主としての経営業務管理責任者の経験を確認するため、所得証明書に加え、必要な年数分（1年につき1件）の契約書等の確認書類を提出してください。

※契約書等の確認書類の提出が困難な場合は、確認書類に代えて、同業者証明書又は民生委員等による証明書に押印のうえ提出していただいても構いません。

②専任技術者等の実務経験証明書の確認書類として、直近3年間（＝A期間）（1年につき1件）の契約書等を提出してください。（証明者が許可業者の場合は、1年間分の1件で可。）

また、A期間よりも前の期間（＝B期間）に他者証明による実務経験証明書がある場合は、当該者が証明する期間の直近3年間分（1年につき1件）の契約書等を提出してください。（許可業者の場合は1年間分の1件で可。）

※B期間における契約書等の確認書類の提出が困難な場合は、証明者（他者）の押印がある実務経験証明書の提出でも構いません。

## 建設業許可申請をされる皆様へ

### 1 建設業の許可

軽微な工事（※）以外の建設工事を請け負って営業しようとする場合には、建設業法（以下「法」といいます。）の規定による許可を受けなくてはなりません。

※「軽微な工事」とは、次のとおりです。

- ①建築一式工事では1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事
- ②その他の工事では500万円未満の工事

請負営業しようとする建設工事の種類に応じて、29の業種ごとに許可を受けなくてはなりません。

この許可申請にあたっては、事実のとおりありのままの状況を記載しなければなりません。不正な手段で許可を受けたり、あるいは必要な許可を受けずに営業すると、許可の取消処分、罰則の対象になります。

### 2 許可の区分

#### (1) 大臣許可と知事許可

建設業を営業するにあたって、2つ以上の都道府県に営業所（※）を設ける場合には大臣許可が必要です。一方、1つの都道府県内のみで営業所を設ける場合には知事許可となります。

※「建設業の営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約の見積り、入札契約の締結を行う事務所など、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいいます。

このように、大臣許可、知事許可の区分は、営業所の所在地のみによる区分であり、大臣許可知事許可にかかわらず、営業することができる区域又は建設工事を施工することができる区域についての制限はありません。

#### (2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

建設工事は重層化した下請構造を持っており、建設工事の適正な施工のためには、下請負人の保護が重要です。このため、発注者（建設工事の最初の注文者）から直接受注した工事（いわゆる元請工事）について、下請代金の額（下請契約が2以上あるときには、その総額）が4,000万円（建築一式工事については6,000万円）以上となる下請契約を締結して下請負人に施工させようとする場合には、特定建設業の許可を受けなくてはならず、後で述べるように許可の要件が厳しくなっています。

上記以外の場合には、一般建設業の許可があればよいことになります。

### 3 許可の有効期間

許可の有効期間は、5年間です。（許可の更新を受けなければ、期間満了とともに効力を失います。）

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する30日前までに、許可の更新の申請をしなければなりません。許可の更新の申請をしていれば、有効期間満了後であっても、（更新申請が）許可又は不許可となるまでは、以前の許可は有効です。

### 4 許可の基準

建設業の許可を受けるためには、以下の一定の要件、すなわち許可の基準を満たしていなければなりません。

#### (1) 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものであること。

##### (a) 下記の（イ）又は（ロ）のいずれかの体制を有するものであること。

（イ）常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であること。

※常勤役員等：法人の場合には常勤役員、個人の場合には本人又は支配人をいう。以下同じ。

- ① 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験（※1）を有する者（規則第7条第1号イ(1)該当）
- ② 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（執行役員等）として経營業務を管理した経験（※2）を有する者（規則第7条第1号イ(2)該当）
- ③ 建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（※3）を有する者（規則第7条第1号イ(3)該当）

(ロ) 常勤役員等のうち1人が次の①、②いずれかに該当する者であって、かつ、③、④及び⑤の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれ置くものであること。

- ① 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者（財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者（規則第7条第1号ロ(1)該当）
- ② 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者（規則第7条第1号ロ(2)該当）
- ③ 財務管理の業務経験（許可申請等を行う建設業者等において5年以上の建設業の業務経験に限る。）
- ④ 労務管理の業務経験（許可申請等を行う建設業者等において5年以上の建設業の業務経験に限る。）
- ⑤ 業務運営の業務経験（許可申請等を行う建設業者等において5年以上の建設業の業務経験に限る。）

※1 「経營業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。具体的には、法人の常勤役員、個人の事業主又は支配人、建設業許可のある支店又は営業所の長等の地位にあつて経營業務を総合的に執行した経験になります。

◇ 工事に関する現場事務所の長としての経験は含みません。

◇ 法人の役員には監査役、監事、有限責任社員及び事務局長などは含まれません。

◇ 個人の支配人は、登記されていることが前提です。

※2 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を請ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従つて、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

※3 「経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験」（以下「補佐経験」という）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

※4 規則第7条第1号ロに該当し、③～⑤の補佐人を置く場合、③～⑤は同一人物でも可。

主たる営業所には、法人であれば役員（監査役を除く）のうち1名を、個人事業主の場合は本人又は登記した支配人のうち1名を、常勤役員等（補佐人がいる場合は、当該補佐人を含む。）として常勤（※5）で置かなければなりません。

※5 他社の常勤役員、地方公共団体の議員は、常勤性の観点から経營業務の管理責任者になれない場合があります。（必要に応じて、確認させていただく場合があります。）

(b) 適切な社会保険に加入していること

健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、届書を提出した者であること。

(2) 専任の技術者を有していること。

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所には、次のいずれかの資格・経験を持つ技術者を、専任（※1）で置かなければなりません。特定建設業の要件は、一般建設業の要件と異なりますので注意して下さい。

※1 他社の常勤役員、地方公共団体の議員は、常勤性の観点から専任の技術者になれない場合があります。（必要に応じて、確認させていただく場合があります。）

<一般建設業の許可の場合>

- ① 許可を受けようとする建設業の工事について、高等学校の関連学科卒業後5年以上の実務経験者又は大学・高等専門学校に関連学科卒業後3年以上の実務経験者（法第7条第2号イ該当）
  - ② 許可を受けようとする建設業の工事について10年以上の実務経験者（法第7条第2号ロ該当）
  - ③ 許可を受けようとする建設業の工事についての一定の資格取得者（法第7条第2号ハ該当）
- （例：土木施工管理技士、建築士、技能士など。資格によってはさらに実務経験を要するものもあります。）

<特定建設業の許可の場合>

- ① 許可を受けようとする建設業の工事についての高度な技術検定合格者、免許取得者（法第15条第2号イ該当）（例：1級土木施工管理技士、技術士、1級建築士など）
- ② 一般建設業の要件①②③のいずれかに該当し、かつ、許可を受けようとする建設業の工事について、元請けとして一件4,500万以上（※2）の工事を2年以上指導監督した実務経験者（法第15条第2号ロ該当）  
 ※2 昭和59年10月1日前における1,500万円以上4,500万円未満の建設工事及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前における3,000万円以上4,500万円未満の建設工事についての指導監督の実務経験も該当します。
- ③ 国土交通大臣が①又は②と同等以上の能力があると認定した者（大臣特別認定者（平成元年1月30日建設省告示第128号対象者））（法第15条第2号ロ該当：同号イと同等者）ただし、指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業）の場合は①の1級資格者であるか、又は、③のうち①と同等以上の能力があると認められた大臣特別認定者でなければなりません。

(3) 請負契約に関し誠実性を有していること。

許可を受けようとする者が法人である場合には当該法人の従来役員に加え、顧問、相談役や、役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者が、個人である場合は本人又は令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をする恐れが明らかな者でないことが必要です。

（例えば、これらの者に暴力団関係者がいれば、この誠実性の要件を満たさないものとされ、許可は受けられません。）

◆「役員等」について

暴力団排除の徹底に伴い、役員範囲が以下のとおり拡大されました。

役員等とは、従来の役員（「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」若しくはこれらに準ずる者）に加え、「顧問」、「相談役」並びに役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人に限る。）が含まれます。

また、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は役員には含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとします。また、規則第7条第1号口の常勤役員等を直接に補佐する者として申請があった者も含まれます。

※「令第3条に規定する使用人」とは、支配人及び支店又は営業所の代表者のことをいいます。

(4) 請負契約を履行できる財産的基礎又は金銭的信用を有していること。

建設業の適切な営業と、適正な建設工事の施工を確保するために、許可申請時において次のとおり財産的基礎を備えていることが必要です。これも特定建設業の要件が、一般建設業の要件と比べて厳しくなっています。

一般建設業の許可	特定建設業の許可
次の <b>いずれか</b> に該当すること。	次の <b>すべて</b> に該当すること。
① 自己資本の額（※1）が500万円以上であること。	① 欠損の額（※3）が資本金の額の20%を超えていないこと。
② 500万円以上の資金を調達する能力（※2）があること。	② 流動比率（※4）が75%以上であること。
③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績があること。	③ 資本金（※5）の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

原則として、許可申請時の直前決算期における財務諸表（新規設立の場合には創業時の財務諸表）により行います。

一般建設業の新規は、②または③を満たしていなければなりません。（③は更新の時のみ）

※1「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

※2 「500万円以上の資金調達能力」とは、担保とすべき不動産等を有していること等により500万円以上の資金について取引金融の預金残高証明書又は融資証明を得られることをいいます。

※3 「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

※4 「流動比率」とは、流動資産÷流動負債（百分率で表したもの）をいう。

※5 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいう。

(5) 欠格要件に該当しないこと。

(1) から(4)のほか、法人の場合はその法人や役員等、個人の場合は事業主、また、令第3条に規定する使用人などが欠格要件に該当する場合には、建設業の許可を受けられません。

欠格要件については、別紙1「建設業許可の欠格事由について」に詳しく記載してありますのでご覧ください。

## 5 許可後の注意事項について

(1) 発注者から直接請け負った工事の施工にあたり、下請代金の額（その工事に係る下請契約が2以上あるときは、その総額）が4千万円以上（建築一式工事にあつては6千万円以上）となる下請契約は、特定建設業の許可を受けた者でなければ締結できません。

(2) 建設工事の請負にあつては、工事内容など、建設業法に定める事項を記載した契約書を作成すること。

(3) 請け負った建設工事を如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。また、他の建設業者から一括して請け負ってははいけません。

(4) 許可後、申請内容の変更・更新、廃業等に応じて届出が必要です。

届出が必要な内容については、別紙2「許可を受けたあとの届出等について」を参照してください。

(5) 建設業法その他関連法令を遵守すること。

## 6 申請書等の閲覧について

建設業許可申請時（変更届も含む。）に提出された申請書類は、建設業法第13条の規定により閲覧所において公衆の閲覧に供することとなっております。

よって、提出された申請書類の内容については閲覧所において公開されることを御承知ください。

<建設業申請等に係る閲覧所>

鳥取県土整備部閲覧室（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

## 建設業許可の欠格事由（欠格要件）について

◎ 法人にあつてはその法人や役員等、個人にあつては事業主、また、支配人、支店長や営業所長、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者に対する法定代理人が下記に該当するときは、許可（更新許可等を含む。）を受けることはできません。

<詳細は建設業法第8条、建設業法施行令第3条の2などを参照してください。>

◎ これらの者が下記に該当しているにもかかわらず、申請書に虚偽の記載をしたり、事実を記載せずに許可を取得した場合には、不正な手段により許可を得たものとして、その許可は取消処分の対象となります。（この場合、許可取消の日からさらに5年間は、許可を受けることができなくなります。）

◎ また、これらの者が下記に該当することとなった場合（例えば、役員が刑法の傷害罪で罰金刑を受けた場合や、刑法の暴行罪で罰金刑を受けて5年を経過しない者を役員とした場合など）にも、当該許可は取消処分の対象となります。

### 記

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) ①不正な手段により許可を受けたこと、②指示処分などの対象に該当する場合で情状が特に重いこと、③営業停止処分に従わないことにより許可を取り消されて5年を経過しない者
- (3) (2)の①、②、③の場合で、許可の取消し手続きが開始された後に廃業届を提出し、その届出の日から5年を経過しない者
- (4) (3)の廃業届を提出した場合において、許可の取消し手続きが開始された日前60日以内に、役員等、支配人、支店長、営業所長などであった者でその届出の日から5年を経過しない者
- (5) 建設業の営業停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- (6) 許可を受ける業種の建設業について、営業を禁止されており、その禁止の期間が経過しない者
- (7) 次に該当する者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
  - ① 禁固以上の刑に処せられた者
  - ② 建設業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者
  - ③ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法及び労働者派遣法のうち政令で定める規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、罰金以上刑に処せられた者
  - ⑤ 刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪や、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金以上の刑に処せられた者



## 身分証明書とは

身分証明書とは、禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明するものです。

各市区町村役場戸籍係等において、発行しています。

申請者の本籍地を管轄する戸籍係へ申請してください。(※申請先は現住所ではなく、本籍地を管轄する戸籍係です。)

## 登記されていないことの証明書とは

登記されていないことの証明書とは、後見登記等ファイルに記録されていないことを証明するもので、主に成年被後見人・被保佐人等に該当しないことを証明する際に必要になります。

東京法務局又は各都道府県の法務局（本局）において、発行しています。

申請される際は、本籍地の記入誤りがないか、よくご確認ください。(※身分証明書の本籍地と相違ないことをご確認ください。)

## 登記されていないことの証明書の申請方法

### 【窓口で申請する場合】

[申請先] 〒680-0011

鳥取県鳥取市東町2-302 鳥取第2地方合同庁舎

鳥取地方法務局

電話：0857-22-2191

〒690-0886

島根県松江市母衣町50 松江法務合同庁舎

松江地方法務局

電話：0852-32-4200

[受付時間] 平日の8：30～17：15。

[待ち時間] 10分～20分程度。

### 【郵送で申請する場合】

[申請先] 〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課

電話：03-5213-1234

[処理期間] 申請書を郵送されてから証明書がお手元に届くまで1週間から10日程度かかります。

## 「身分証明書」と「登記されていないことの証明書」の関係について

平成12年3月31日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されておりましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行うことになり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人・被保佐人等に該当していないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うことになりました。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当していないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身分証明書によってのみ証明されることとなります。

## 本店以外の営業所の届出について（建設業許可）

常時建設工事の請負契約を締結する支店またはその他の事務所（建設業法上の「営業所」）は、その設置について届出が必要です。既に建設業許可をお持ちの方において、該当する営業所が現にあるか、新規に設置する場合には、下記の書類を変更届として提出してください。提出部数は、正本1部、副本2部の計3部です。

① 変更届出書（様式第22号の2）

変更届の本紙です。届出事項を「営業所の新設」としてご記入ください。

② 営業所一覧表（新規許可等）（別紙二（1））

新設営業所の住所や、営む業種等の確認のため必要です。「営業所」欄に既存の営業所に加え、新設営業所について記載してください。

③ 誓約書（様式第6号）

新設営業所の使用人が建設業法第8条に規定する欠格要件に該当していないことを確認するため必要です。

④ 専任技術者証明書（様式第8号）

新設営業所にも、専任技術者を必ず置いてください。既存の営業所の専任技術者と兼任することはできません。

⑤ 専任技術者の資格等を確認するための書類

卒業証明書、実務経験証明書（様式第9号）、資格証明書等を必要に応じて添付してください。

⑥ 専任技術者の略歴書（別紙1）

新設営業所の専任技術者の略歴書を添付してください。

⑦ 令3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）

新設営業所には、見積・入札・契約等の権限を委任された、当該営業所に常勤する使用人（令3条使用人）を必ず置いてください。通常は支店長、営業所長等を務められる方がこれにあたります。

⑧ 令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）

令3条使用人の住所、生年月日等に関する調書が必要です。記載要領は、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）に準じます。

⑨ 営業所の外観及び事務所内の写真

営業所の外観及び事務所内の写真を各1点添付してください。

⑩ 専任技術者の常勤性を確認するための書類

専任技術者の社会保険証等を添付してください。

⑪ 登記されていないことの証明書及び身分証明書

令3条使用人の方が、成年被後見人及び被補佐人に該当せず、また破産者で復権を得ないものに該当しないことを証明するため、「登記されていないことの証明書」及び本籍地の市町村の長が証明する「身分証明書」を添付してください。



別表(二) 有資格コード一覧(一般建設業) 2/2

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鉄	し	板	力	産	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	溝	解
71	建築大工		7																											
64	型枠施工		7	7																										
72	左官			7																										
57	とび・とび工				7																								7	
73	コンクリート圧送施工				7																									
66	ウェルポイント施工				7																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管						7																							
75	給排水衛生設備配管						7																							
76	配管(注1)・配管工						7																							
70	建築板金「ダクト板金作業」					7	7						7																	
77	タイル張り・タイル張り工							7																						
78	築炉・築炉工・れんが積み								7																					
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				7			7																						
80	石工・石材施工・石積み				7																									
81	鉄工(注2)・製錬									7																				
82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)										7																			
83	工場板金															7														
84	板金・建築板金・板金工(注4)					7										7														
85	板金・板金工・打出し板金																7													
86	かわらぶき・スレート施工					7																								
87	ガラス施工																7													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																	7												
89	建築塗装・建築塗装工																		7											
90	金属塗装・金属塗装工																			7										
91	噴霧塗装																				7									
67	路面標示施工																				7									
92	量製作・量工																					7								
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																					7								
94	熱絶縁施工																						7							
95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																											7		
96	造園																								7					
97	防水施工																					7								
98	さく井																										7			
61	地すべり防止工事							7																				7		
40	基礎ぐい工事							7																						
62	建築設備士											7	7																	
63	計装												7	7																
60	解体工事																													7
36	基幹技能者(注6)					7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
99	その他(上記コードに該当するものを除く)		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
9A	その他(上記コードに該当するものを除く)(事務管理用)		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

職業能力開発促進法  
※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。)による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 受講した登録基幹技能者講習によって、要件をみたす者と認められる建設業の種類は異なります。また、登録基幹技能者講習修了証に「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載があることが必要です。

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 1 / 2

- 「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）
- 「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督的実務経験）
- 「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鉄	シ	板	刀	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3	3	3											3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工技士	9										9																	
	12	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）											8																	
	13	1級土木施工管理技士	9			9	9				9	9		9												9			9	
	14	2級土木施工管理技士	種別	土			8	8							8											8			8	
	鋼構造物塗装																8													
	薬液注入						8																							
	20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9	9	9	9	9		9			9			9	
	21	2級建築施工管理技士	種別	建																									8	
	躯体			8	8					8	8																		8	
	仕上げ			8	8	8	8				8				8	8	8	8	8	8	8	8				8				
	27	1級電気工事施工管理技士									9																			
	28	2級電気工事施工管理技士																												
	29	1級管工事施工管理技士									9																			
	30	2級管工事施工管理技士																												
31	1級電気通信工事施工管理技士																							9						
32	2級電気通信工事施工管理技士																							8						
33	1級造園施工管理技士																							9						
34	2級造園施工管理技士																													
建築士法	37	1級建築士	9	9					9	9									9											
	38	2級建築士			8				8										8											
	39	木造建築士			8																									
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9			9			9				9	9										9					9	
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9			9			9				9	9										9					9	
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9			9																								
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							9															9						
	45	機械・総合技術監理（機械）																						9						
	46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）								9														9						
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）								9																	9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）								9																9		9		
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9			9								9																
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																								9				
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9			9																			9					
	52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）								9																				
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）								9																	9			
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）								9																	9	9		
電気工事士法	55	第1種電気工事士																												
	56	第2種電気工事士																												
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																												
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																						8						
水道法	65	給水装置工事主任技術者																												
消防法	68	甲種消防設備士																										8		
	69	乙種消防設備士																										8		

別表（二） 有資格コード一覧（特定建設業） 2/2

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	ど	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	鋪	し	板	力	運	防	内	機	總	造	園	井	具	水	溝	溝	解
71	建築大工		8																											
64	型枠施工		8	8																										
72	左官			8																										
57	とび・とび工				8																								8	
73	コンクリート圧送施工				8																									
66	ウェルポイント施工				8																									
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																													
75	給排水衛生設備配管																													
76	配管（注1）・配管工																													
70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8															
77	タイル張り・タイル張り工									8																				
78	薬炉・薬炉工・れんが積み									8																				
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																				
80	石工・石材施工・石積み					8																								
81	鉄工（注2）・製錬																													
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											8																		
83	工場板金														8															
84	板金・建築板金・板金工（注4）						8								8															
85	板金・板金工・打出し板金														8															
86	かわらぶき・スレート施工						8																							
87	ガラス施工															8														
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																8													
89	建築塗装・建築塗装工																8													
90	金属塗装・金属塗装工																8													
91	噴霧塗装																8													
67	路面標示施工																8													
92	畳製作・畳工																				8									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				8									
94	熱絶縁施工																					8								
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																											8		
96	造園																													
97	防水施工																8													
98	さく井																										8			
61	地すべり防止工事						8																				8			
40	基礎くい工事						8																							
62	建築設備士																													
63	計装																													
60	解体工事																													8
36	基幹技能者（注6）		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
99	その他（上記に該当するものを除く）		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
9A	その他（上記に該当するものを除く）（事務管理用）		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。

**備考**

- 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。
- （注1） 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号、以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- （注2） 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- （注3） 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- （注4） 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- （注5） 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- （注6） 受講した登録基幹技能者講習によって、要件をみたす者と認められる建設業の種類は異なります。また、登録基幹技能者講習修了証に「この者は、（建設業の種類）について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載があることが必要です。

# 建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
1 土木一式工事 (土木工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。
2 建築一式工事 (建築工事業)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。
3 大工工事 (大工工事業)	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事 (左官工事業)	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③「左官工事」における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。
5 とび・土工・コンクリート工事 (とび・土工工事業)	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の場重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ)くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ)土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ)コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ)地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリングラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として掘石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。 ②「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は「土木一式工事」に該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ⑤「とび・土工・コンクリート工事」における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識及びガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は「防水工事」に該当する。
6 石工事 (石工事業)	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び掘石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として掘石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7 屋根工事 (屋根工事業)	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型として。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事 (電気工事業)	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は「屋根工事」に該当する。太陽光発電設備の設置工事は「電気工事」に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。
9 管工事 (管工事業)	冷暖房、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用し、又はガス、油、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ③「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。 なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、「公害防止施設」ごとく、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。
10 タイル・れんが・ブロック工事 (タイル・れんが・ブロック工事業)	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、架戸工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイ養生をした軽質盛ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③「とび・土工・コンクリート工事」における「コンクリートブロック据付け工事」並びに「石工事」及び「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として掘石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が「石工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が「タイル・れんが・ブロック工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11 鋼構造物工事 (鋼構造物工事業)	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門・水門等の門扉設置工事	①「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ③「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12 鉄筋工事 (鉄筋工事業)	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	「鉄筋工事」は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

# 建設業法による建設工事の業種区分一覧表

建設工事の種類 (建設業法別表第一)	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (許可事務ガイドライン)
13 舗装工事 (舗装工事業)	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けするものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事 (しゅんせつ工事業)	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事 (板金工事業)	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①『建築板金工事』とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②『瓦』、『スレート』及び『金属薄板』については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて『屋根ふき工事』とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事 (ガラス工事業)	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事 (塗装工事業)	塗料、塗材等を工作物に塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事 (防水工事業)	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事、防水工事とちの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事 (内装仕上工事業)	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、ふすま工事、家具工事、防音工事、たたみ工事	①『家具工事』とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付けする工事をいう。 ②『防音工事』とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③『たたみ工事』とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。
20 機械器具設置工事 (機械器具設置工事業)	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②『運搬機器設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ③『遊技施設設置工事』とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、『公害防止施設ごと』に、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事 (熱絶縁工事業)	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事 (電気通信工事業)	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、T V電波障害防除設備工事	①『情報制御設備工事』にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれる。 ②既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する業務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
23 造園工事 (造園工事業)	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①『植栽工事』には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②『広場工事』とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、『園路工事』とは、公園内の遊歩道、緑道を建設する工事である。 ③『公園設備工事』には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便施設等の建設工事が含まれる。 ④『屋上等緑化工事』とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤『緑地育成工事』とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24 さく井工事 (さく井工事業)	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく井工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25 建具工事 (建具工事業)	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26 水道施設工事 (水道施設工事業)	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、排水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家庭その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。 なお、農業用水道、かんがい排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27 消防施設工事 (消防施設工事業)	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①『金属製避難はしご』とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28 清掃施設工事 (清掃施設工事業)	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、『公害防止施設ごと』に、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽（合併処理槽を含む。）により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29 解体工事 (解体工事業)	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。



## 許可を受けたあとの届出等について

### 1 変更等の届出

許可を受けた後、下記に掲げる事項に該当するに至った場合には、変更届出書を提出しなければなりません。必要な書類、提出部数等は、別紙「各種変更届提出書類等一覧表」をご覧ください。

変更等の事項		法人	個人	提出期限	備考
1	商号又は名称を変更したとき	○	○	事実の発生したときから30日以内	
2	既存の営業所の名称、所在地又は業種を変更したとき	○	○		
3	営業所を新設したとき(※提出書類はp11参照)	○	○		
4	資本金額(又は出資総額)又は役員の氏名(※)に変更があったとき	○	×	事実の発生したときから2週間以内	
5	個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき	×	○		
6	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)に変更があったとき	○	○		婚姻等
7	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)が氏名を変更したとき	○	○		
8	専任の技術者に変更があったとき	○	○		婚姻等
9	専任の技術者が氏名を変更したとき	○	○		
10	新たに営業所の代表者等(令3条使用人)になった者がいるとき	○	○		
11	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)又は専任の技術者の要件を欠いたとき	○	○		
12	欠格要件(法第8条1号及び7号から11号まで)に該当するとき	○	○		
13	健康保険等の加入状況に変更があったとき	○	○		
14	毎営業年度(決算期)を経過したとき	○	○	毎営業年度経過後4月以内	毎年提出
15	使用人数に変更があったとき	○	○		
16	令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があったとき	○	○		
17	定款に変更があったとき	○	×		
18	健康保険等の加入状況に変更があったとき(従業員数のみの変更)	○	○		

※「役員の氏名の変更」には、就任、退任による変更も含まれます。

### 2 標識の提示

建設業の許可を受けた者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、次に示す標識を掲げなければなりません。(裏面参照)

### 3 許可の更新

建設業の許可の有効期限は、許可のあった日から、5年目の対応する日の前日をもって満了します。それ以後も引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する日の30日前までに、更新に係る申請書を提出して下さい。  
なお、許可の更新を申請する場合には、添付書類のうちの一部を省略することができます。

### 4 廃業等の届出

下記に掲げる事項に該当するに至った場合には、廃業届を提出しなければなりません。

変更等の事項		法人	個人	提出期限	提出すべき者
1	許可を受けた建設業者(個人事業主)が死亡したとき	×	○	事実の発生したときから30日以内	その相続人
2	法人が合併により消滅したとき	○	×		その役員であった者
3	法人が破産手続開始の決定により解散したとき	○	×		その破産管財人
4	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	○	×		その精算人
5	許可を受けた建設業を廃止したとき	○	○		法人・その役員 個人・その者

### 5 その他

一度許可を受けた後、別の新たな建設業について許可を受けようとする場合は、許可の変更ではなく、個別の許可申請となるので注意して下さい。  
(例1) 土木工事業の特定建設業許可を保有している者が、とび・土工工事業一般建設業許可を追加取得しようとする場合  
→ 般特新規

\* 既に、特定と一般の建設業許可の両方を保有している場合は、業種追加です。

(例2) 土木工事業の一般建設業許可を保有している者が、とび・土工工事業一般建設業許可を追加取得しようとする場合  
→ 業種追加

(例3) 土木工事業の一般建設業許可を保有している者が、同じ業種である土木工事業特定建設業許可を追加取得しようとする場合 → 般特新規

(例4) 知事許可で建設業許可を保有している者(業種は問わない)が、大臣許可を取得しようとする場合  
→ 許可換え新規

●様式第二十八号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

35cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日
			国土交通大臣 許可( )第 号 知事	
40cm以上			国土交通大臣 許可( )第 号 知事	
	この店舗で営業 している建設業			

記載要領

「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

●様式第二十九号(第二十五条関係)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25cm以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 許可( )第 号 知事		
許可年月日				

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

# 建設業許可各種変更手続きについて

## ◆建設業許可に係る各種変更手続きに必要な書類について

- ・各種変更手続き(変更届)に必要な書類は、届出書類A及び届出書類Bの2種類です。
- ・変更届は、届出書類A3部(正本1部+副本2部)及び届出書類B3部(正本1部+副本2部)を、A表紙・B表紙を付けて届出書類A(建設業法で閲覧すべき書類)と届出書類B(それ以外の書類)で別に綴じて提出してください。(副本1部は窓口で返却)
- ・廃業届の提出部数は正本1部+副本3部の計4部です。
- ・鳥取県知事許可業者の変更届及び廃業届の提出窓口は、各県土整備事務所又は各県土整備局の建設総務課です。
- ・変更届・廃業届には手数料はかかりません。収入証紙等の貼付は不要です。

## ◆各種変更届届出書類一覧

様式番号	書面の名称	変更内容	商号・名称	所在地	資本金	役員等			令3条使用人	常勤役員等(経営業務管理責任者)			専任技術者			社会保険	決算変更届	廃業
						就任	代表交代	退任		交代	削除	氏名変更	追加	削除	担当業種変更			
提出期限(事実発生後)			30日以内						2週間以内						30日以内			
22-2	変更届出書		○	○	○	○	○	○	○									
22-3	届出書										○		※1					
別紙1	役員等の一覧表(法人)						○	○	○									○
2	工事経歴書																	○
3	直前3年の各営業年度における工事施工金額																	○
4	使用人数																	△
6	誓約書					○			○									
7-3	健康保険等の加入状況														○			※4
11	令3条使用人の一覧表																	△
-	定款(法人)																	△
15~	財務諸表(法人用又は個人用)																	○
-	営業報告書(株式会社のみ)																	○
22-4	廃業届(全部、一部)																	○
-	営業所の外観及び事務所内の写真			○														
7	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書									※6	※6							
別紙	常勤役員等の略歴書									※6	※6							
7-2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書									※6	※6							
別紙1	常勤役員等の略歴書									※6	※6							
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書									※6	※6							
-	同業者証明、履歴事項全部証明書、所得証明等 ※5									○								
8	専任技術者証明書(新規・変更)											○	※2	○	○			
鳥1	専任技術者の略歴書											○		○				
-	(1)卒業証明(許可関連学科)+実務経歴証明書											△	△	△				
9	(2)実務経歴証明書(10年以上の実務)											△	△	△				
-	(3)資格証明書(合格証明書、免状等)											△	△	△				
12	許可申請者の氏名、生年月日に関する調書								※3									
-	登記されていないことの証明書(法務局)+身分証明書 ※5								※3	○								
13	令3条に規定する使用人の氏名、生年月日に関する調書									○								
14	株主(出資者)調書(法人)			○														△
-	履歴事項全部証明書(法人) ※5		○	○	○	○	○	○	○	△	○							
-	商業登記簿等(個人で支配人登記をしている場合) ※5									△								
-	戸籍又は住民票の抄本 ※5											○						
-	納税証明書(県税事務所の証明する事業税の納税証明書) ※5																	○
-	許可要件者の健康保険証等(常勤性の確認)									○	○			○				
-	始末書(提出期限内に提出されない場合)		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

△:変更がある場合のみ添付

※1 一部業種の廃業等に併じ担当業種がなくなる場合、提出が必要。

※2 担当業種について、新たに専任技術者となる者があり、この者についても同時に届け出る場合、提出が必要。

※3 役員等のうち、「相談役」、「顧問」及び「株主等」については調書(様式第12号)の「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は不要です。また、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出についても不要です。

※4 前回提出分から従業員数のみ変更がある場合、提出が必要。

※5 正本に原本を添付してください。

※6 「様式第7号」又は「様式第7号の2」のいずれか該当する書類を提出。

## ◆役員等の変更について

・建設業法の改正に伴い、役員等の範囲が拡大されました。

役員等とは、従来の役員(「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」若しくはこれらに準ずる者)に加え、「相談役」、「顧問」並びに役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人に限る。)が含まれます。

また、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は役員には含まれませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとします。また、規則第7条第1号の常勤役員等を直接に補佐する者として申請があった者も含まれます。

すでに役員である者について、役職の変更(専務取締役→常務取締役等)があった場合には届出は不要です。ただし、代表者の交代があった場合には届出が必要で、この場合、様式第6号「誓約書」、様式第12号「許可申請者の氏名、生年月日に関する調書」、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の添付は不要です。

## ◆常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の変更について

・常勤役員等(経営業務の管理責任者等)(以下「常勤役員等」という。)の変更を届け出る場合には、新しく常勤役員等となる者の経験について必要な経験年数が確認できる書類を添付してください。

【法人の役員の場合】履歴事項全部証明書、閉鎖事項全部証明書等(過去に役員として在籍していた法人のもの。)

【個人事業主の場合】過去5年分の所得証明、確定申告書の写し等(営業所得があるか。)

◆**営業所の専任技術者の変更について**

- ・営業所の専任技術者を変更する場合には、新しく専任技術者になる者がすでに許可を受けている業種に対応する資格を有しているかご確認ください。
- ・専任技術者になるためには資格の取得とともに実務経験が必要な資格があります。該当する場合は資格証等と併せて実務経験証明書(資格取得後の経験に限る)を提出してください。
- ・専任技術者の交代に伴う届出は、追加、削除のそれぞれの届出が必要です。

◆**常勤役員等、専任技術者の常勤性の確認について**

- ・常勤役員等、専任技術者の交代・追加の際には、常勤性を確認するため、次ア～オのいずれかの写しを添付してください。(上から優先)
  - ア 社会保険証又は受付印等で日付の確認できる直近の標準報酬決定通知書
  - イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証
  - ウ 源泉徴収票又は住民税特別徴収税額通知書
  - エ 所得税青色申告決算書(所得税収支内訳書)又は所得税確定申告書(個人)
  - オ 自社による常勤証明+出勤簿、賃金台帳(各直近3か月分)

◆**廃業について**

- ・許可を受けている建設業の全部または一部を廃業する場合には廃業届の提出が必要です。
- ・一部の業種の廃業を行った場合には、専任技術者の担当業種の変更又は届出書(22号の3)による専任技術者の削除が必要となります。

◆**その他**

- ・決算変更届は、毎年必ず提出してください。提出されない場合は許可の更新を受けることができません。また、複数年分をまとめて提出することを繰り返すと行政処分の対象となることがあります。

# 建設業許可申請書類A表紙

商号又は名称：\_\_\_\_\_

●申請書類A【4部（正本1部＋副本3部）】

様式	書面の名称	申請区分			備考
		新規	追加	更新	
	申請書類A表紙（本書）				
第1号	建設業許可申請書				
別紙一	役員等の一覧表				
別紙二（1）	営業所一覧表（新規許可等）				
別紙二（2）	営業所一覧表（更新）				
別紙三	収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄				
別紙四	専任技術者一覧表				
第2号	工事経歴書				追加の場合は追加業種分のみ
第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額				追加の場合は追加業種＋既許可分
第4号	使用人数			<input type="checkbox"/>	
第6号	誓約書				
第7号の3	健康保険等の加入状況				
第11号	令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	△	
	定款（法人）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
第15号～	財務諸表（法人）				
第18号～	財務諸表（個人）				
第20号	営業の沿革				
第20号の2	所属建設業者団体		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
第20号の3	主要取引金融機関名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	銀行の融資証明、残高証明等（申請日からさかのぼって1月以内のもの） ※融資証明については、有効期間内であれば1月以内のものでなくても可		△		新規の一般建設業許可申請で自己資本が500万円未満の場合、追加の一般建設業許可申請で許可後5年未満かつ自己資本が500万円未満の場合に必要。

【注】『般・特新規』、『業種追加』の案件は、『追加』に該当します。

: 不要   
  : 変更がなければ省略可能   
  : 該当する場合のみ添付

# 建設業許可申請書類B表紙

商号又は名称： \_\_\_\_\_

●申請書類B【4部（正本1部＋副本3部）】

様式	書面の名称	申請区分			備考	
		新規	追加	更新		
	申請書類B表紙（本書）					
確認書類	営業所の外観及び事務所内の写真 ※外観（建物全景、看板、入口等）及び内部（営業所実態が確認できるもの）を撮影したもの。				更新申請の場合は、建設業の許可票が確認できる写真も添付すること。	
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書				「様式第7号」又は「様式第7号の2」のいずれか該当する書類を提出すること。	
別紙	常勤役員等の略歴書	規則 第7条イ				
第7号の2 （第1～4面）	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	規則 第7条ロ				
別紙1	常勤役員等の略歴書					
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書					
確認書類	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（同業者による証明）	（法人）	△	□	「様式第7号」又は「第7号の2」を使用	
	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）			□		
	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（同業者による証明）又は営業証明（区長、民生委員等による証明）	（個人）	△	□	契約書等がない場合、「様式第7号」又は「第7号の2」を使用	
	所得証明等（5年分）、建設業に関する契約書等（5年分）			□		
	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の業務経験の確認資料	第7条ロ		□		
第8号	専任技術者証明書（新規・変更）					
鳥1号	専任技術者の略歴書				鳥取県独自様式	
	資格証明書（合格証明書、免状等）				該当するものを添付	
第9号	実務経験証明書					
	卒業証明（許可関連学科）＋実務経験証明書					
第10号	指導監督の実務経験証明書（特定）		△	△		
	資格証明書（合格証明書、免状等）		△	△		
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（※）					
	登記されていないことの証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）（※）					
	身分証明書（申請日からさかのぼって3月以内のもの）（※）					
第13号	令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		△	△	△	
第14号	株主（出資者）調書（法人）				□	
確認書類	登記事項証明書				□	
	「健康保険の加入状況」に関する確認書類					
	健康保険 厚生年金保険	申請時直前の保険料の納入に係る領収証書又は納入証明書の写し、若しくはこれに準ずる資料				
	雇用保険	申請時直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収証書の写し、若しくはこれらに準ずる資料				
	『常勤役員等』『専任技術者』の常勤性に関する確認書類（次のア～オのいずれか。上欄から優先）					
	ア	社会保険証又は受付印等で日付の確認できる直近の標準報酬決定通知書				
	イ	雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は被保険者証				
	ウ	源泉徴収票又は住民税特別徴収税額通知書				
	エ	所得税青色申告決算書（所得税収支内訳書）又は所得税確定申告書（個人）				
	オ	自社による常勤証明＋出勤簿、賃金台帳（各直近3か月分）				
	納税証明書（法人、個人共に事業税のもの）					
	始末書（任意様式）				△	

※役員等のうち、「相談役」、「顧問」及び「株主等」については調書（様式第12号）の「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印は不要です。

また、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出についても不要です。

【注】『般・特新規』、『業種追加』の案件は、『追加』に該当します。

■ : 不要 □ : 変更がなければ省略可能 △ : 該当する場合のみ添付

# 建設業許可変更届届出書類A表紙

許可番号	
商号又は名称	

●各種変更届届出書類一覧【3部(正本1部+副本2部) ※廃業届は4部(正本1部+副本3部)】

変更内容に○を記入してください⇒																		
様式 番号	書面の名称	変更内容	商号・ 名称	所在地※3	資本金	役員等			令3 条使用人	常勤役員等			専任技術者			社会保 険	決算変 更届	廃業
						就 任	代 表 代 理	退 任		交 代	削 除	氏 名 変 更	追 加	削 除	担 当 種 変 更			
提出期限(事実発生後)			30日以内						2週間以内						*	30日 以内		
22-2	変更届出書		○	○	○	○	○	○	○									
22-3	届出書										○		※1					
ガイドライン 別紙8	変更届出書																	○
別紙1	役員等の一覧表(法人)						○	○	○									
2	工事経歴書																	○
3	直前3年の各営業年度における工事施工金額																	○
4	使用人数																	△
6	誓約書						○		○									
7-3	健康保険等の加入状況															○	※2	
11	令3条使用人の一覧表																	△
—	定款(法人)																	△
15~	財務諸表(法人用又は個人用)																	○
—	営業報告書(株式会社のみ)																	○
22-4	廃業届(全部、一部)																	○

○…必須提出書類、△…変更がある場合のみ提出、空欄…不要

\* 毎営業年度経過後4月以内

- ※1 一部業種の廃業等に伴い担当業種がなくなる場合、提出が必要。
- ※2 前回提出分から従業員数のみ変更がある場合、提出が必要。
- ※3 電話番号のみ変更がある場合も提出が必要。





## ※建設業法等の一部改正について

### 【令和3年1月1日 改正】

#### ◆押印廃止

押印を必要とする様式について、押印は不要となりました。

ただし、経営業務の管理責任者としての経験年数、実務経験証明書の確認書類として、押印を求める場合があります。

#### ◆様式第1号別紙一「役員等の一覧表」に記載する「役員等」の変更

令和3年1月1日以降提出分から、役員等に該当する者として、「業務を執行する社員、取締役または執行役に準ずる地位にあって、建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等」も対象となりました。

※上記に該当する場合は、様式第12号「許可申請者の住所・生年月日等に関する調書」の作成も必要となります。また、「登記されていないことの証明書」及び「身分証明書」の提出も必要です。

### 【令和2年10月1日 改正】

#### ◆経営業務管理責任者の要件緩和と補佐する者の要件化

①同じ許可業種での経験を求める区分を廃止し、全許可業種の役員経験を建設業の経験として統一されました。

②建設業での経験と建設業以外での経験等を合算できるようにし、この場合、財務管理、労務管理、運営業務の管理職などとして、常勤役員を5年以上直接補佐した経験がある社員を配置することで要件を満たすようになりました。

#### ◆適切な社会保険への加入が許可基準へ追加

#### ◆事業承継・相続する許可業者の事前認可手続き

許可業者の事業承継（譲渡、合併）・相続の際に、許可の空白期間を解消するための事前認可として、提出書類が規定されました。

### 【令和2年4月1日 改正】

#### ◆申請書類の簡素化（以下の提出書類を削除）

①別記様式第11号の2（国家資格者・監理技術者一覧表）

②営業所の地図（営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示した概略図）

③不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し（営業所の権原を証明するもの）

④建設業法施行令第3条に規定する使用人の健康被保険者証カード（両面）の写し等

### 【平成29年6月30日 改正】

#### ◆経営業務管理責任者要件として求められる経験の期間について

許可を受けようとする建設業に関する補佐経験、許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する経営業務の管理責任者としての経験及び許可を受けようとする建設業以外の建設業に関する執行役員等としての経営管理経験については、経営業務の管理責任者として求められる経験の期間が6年以上になりました。

### 【平成28年11月1日 改正】

#### ◆建設業許可申請書等における法人番号欄の追加

下記の様式に法人番号欄が新設されました。新様式での提出をお願いします。

①別記様式第1号（建設業許可申請書）、②別記様式第22号の2（変更届出書）、

③別記様式第25号の11（経営事項審査申請書）、④許可事務ガイドライン別紙8（変更届出書）

#### ◆建設業許可及び経営事項審査に係る様式中の「ほ装」の表記が「舗装」へ変更されました。

### 【平成28年6月1日 改正】

#### ◆経営業務管理責任者になりうる現在要件の緩和

法人の場合、経営業務管理責任者については常勤の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準じる者）でなければなりません。そのうち、「これらに準じる者」に「許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等」が加わりました。

#### ◆解体工事業の新設

平成28年6月1日から解体工事業の新設。

◆解体工事業の経過措置について

平成28年6月1日時点でとび・土工事業の許可を有していて、かつ解体工事業を営んでいる許可業者については、平成31年5月31日まで、とび・土工事業の許可で解体工事を営むことができます。

経過措置満了後はとび・土工事業の許可では解体工事を請け負うことができなくなります。経過措置以後も解体工事を営む許可業者につきましては、経過措置の満了までに条件を整えた上で解体工事業の許可申請を行ってください。

◆経過措置期間中のみ有効な専任技術者の資格コードについて

技術者の資格コード（p10～13）について、アルファベットの付いたものは令和3年6月30日までの期間につき有効なものとなっています。

アルファベットの付いた資格で解体工事業の許可を取得された場合には、令和3年6月30日までに国家資格を習得、登録解体工事講習を受講、又は解体工事について1年以上の実務経験を積むことにより、アルファベットの付いていない本来の資格コードに変更する必要があります。経過措置で専任技術者になっている者が解体工事業の技術者要件を満たした場合には、専任技術者の有資格区分変更の変更届を提出してください。変更出来ない場合には令和3年6月30日をもって解体工事業の許可は取消となります。

なお、2級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士（薬液注入）等、一部の資格については「登録解体工事講習」を受講、又は「解体工事について1年以上の実務経験」を積んでも経過措置期間満了後については解体工事業の資格としては認められませんのでご注意ください。

◆様式の変更について

平成28年6月1日の改正に併せて下記の様式が変更になりました。

- ①建設業許可申請書（様式第一号）…解体工事の記載欄及び経營業務管理責任者名の記載欄が追加されました。
- ②役員等の一覧表（別紙一）…「経營業務管理責任者」の欄が無くなりました。
- ③営業所一覧表（新規許可等）（別紙二（1））
- ④専任技術者証明書（新規・変更）（様式第八号）
- ⑤変更届出書第二面（様式第二十二号の二）
- ⑥廃業届（様式第二十二号の四）
- ⑦許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）…記載要領「4」が追加されました。
- ⑧令第三条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）…「現所」から「住所」へ変更されました。
- ⑨健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）…社会保険の加入状況が変更届出の対象に追加されました。事業年度終了報告（決算変更届）提出時点で、前回の許可申請等で提出済の内容から保険加入の有無に変更があった場合には、事業年度終了報告（決算変更届）に添えて提出してください。その際には、変更内容が分かる資料を添付してください。（許可事務ガイドライン別紙8も改正されています。）

} 解体工事の記載欄が追加されました。

【平成27年4月1日改正建設業法】

◆「役員等」について

暴力団排除の徹底に伴い、役員範囲が以下のとおり拡大されました。

役員等には、従来の役員（「業務を執行する社員」、「取締役」、「執行役」若しくはこれらに準ずる者）に加え、「相談役」、「顧問」並びに役員と同等以上の支配力を有する可能性のある者として「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人に限る。）（株主等という。）が含まれます。

・役員等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当する場合、許可は受けられません。

◆書類について

- ・役員等及び使用人の職歴の記載が、経營業務の管理責任者及び専任技術者を除き不要となります。
- ・専任技術者一覧表の作成が必要となります。
- ・営業所の実態確認のため、平成27年度以降の新規許可申請書及び平成28年度以降の更新許可申請書には、外観及び事務所内の写真の添付が必要となります。

◆一般建設業の技術者（主任技術者）の要件の見直し

- ・型枠施工の技能検定が大工工事業の技術者要件に追加となります。（資格コード：64）
- ・建築板金（ダクト板金作業）の技能検定が管工事業の技術者要件に追加となります。（資格コード：70）

◆営業所の専任技術者の資格、実務経験等の確認について

・営業所の専任技術者となる者の資格、実務経験の確認を『監理技術者資格者証』によってもできるようになりました。

◆許可申請書等の閲覧制度の見直し

- ・閲覧書類が限定され、個人情報が増えることとなります。
- ・大臣許可業者の許可申請書等の写しは、都道府県での閲覧を廃止します。

◆工事経歴書に記載する「注文者」、「工事名」について

- ・「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう、例えば注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載してください。

◆申請書類の分類について

- ・閲覧可能書類が限定されたことから、現在一つの申請書として提出されている許可申請書について、平成27年度以降の許可申請については建設業法で閲覧すべき書類（申請書類A）、それ以外の書類（申請書類B）で別に綴じて提出してください。許可後は申請書類Aのみを、そのまま閲覧に供することとします。

◆建設業許可申請に必要な提出書類について

- ・建設業許可申請に必要な書類は、申請書類A及び申請書類Bの2種類です。
- ・申請書類A、Bともに4部（正本1部＋副本3部）ずつそれぞれ別に綴じて提出してください。
- ・申請書類A、Bごとにそれぞれ本書の20、21ページを表紙としてください。
- ・表紙の一覧表は、各申請書類のチェック表としてお使いください。
- ・確認した書類には空欄に○印を入れてチェックをお願いします。
- ・申請区分に応じて必要となる書類は異なります。
- ・平成29年4月から、各種変更届（決算変更届、その他変更届）についても、届出書類A及び届出書類Bに分けて提出していたこととしました。届出書類A、Bごとにそれぞれ本書の21、22ページを表紙としてください。

建設業許可の申請(変更も含む)における窓口  
 主たる営業所の所在地により窓口が異なりますので注意してください。

鳥取県知事許可

担当窓口	本店が所在する市町村
鳥取県土整備事務所 建設総務課  〒680-0061 鳥取市立川町6-176  電話 0857-20-3594 FAX 0857-20-3598	鳥取市、岩美町
八頭県土整備事務所 建設総務課  〒680-0461 八頭郡八頭町郡家100  電話 0858-72-3853 FAX 0858-72-3244	八頭町、智頭町、若桜町
中部総合事務所県土整備局 建設総務課  〒682-0802 倉吉市東巖城町2  電話 0858-23-3243 FAX 0858-22-7863	倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町
西部総合事務所米子県土整備局 建設総務課  〒683-0054 米子市糺町1-160  電話 0859-31-9704 FAX 0859-33-4110	米子市、境港市、大山町、南部町、伯耆町、日吉津村
西部総合事務所日野振興センター 日野県土整備局 建設総務課  〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1  電話 0859-72-2023 FAX 0859-72-1398	江府町、日野町、日南町